

○金融庁告示第 号
財務省

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する同法第六十八条の二第二項の規定に基づき、預金保険機構が特定資金援助等に係る株式交換等の承認を行うための基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年 月 日）から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 麻生 太郎

一 株式交換等（預金保険法（以下「法」という。）第二百二十六条の二十五第一項に規定する株式交換等という。以下同じ。）により発行金融機関等（同項に規定する発行金融機関等をいう。）の株式交換完全親株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転

設立完全親会社をいう。）となる会社が金融機関等（法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいい、新たに設立されるものを含む。）又は特定持株会社等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいい、新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により預金保険機構（以下「機構」という。）が割当てを受ける取得特定優先株式等（法第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。以下同じ。）となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定優先株式等である株式の種類と同一のものと認められること。

三 株式交換等により機構が保有する取得特定優先株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。